

委員会費規則

第1条 (目的)

この規則は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における委員会活動の支出に関する規則を定めるものである。

第2条 (委員会費の種類)

委員会費は、「会議費」「活動費」の2種からなる。

第3条 (疑義)

この要領の摘要に関し疑義が生じたときは、理事会の指示によって処理するものとする。

第4条 (会議費)

第1項 (活動計画・収支予算書)

会議費を受ける者（委員会）は、活動計画・収支予算書を提出する。

第2項 (活動報告・収支決算書)

会議費を受けた者（委員会）は、年度末に、事業報告を提出する。

第5条 (活動費)

第1項 (活動計画・収支予算書)

活動費を受ける者（委員会）は、活動計画・収支予算書を提出する。

第2項 (活動報告・収支決算書)

活動費を受けた者（委員会）は、年度末に、事業報告を提出する。

第6条 (会議費及び活動費の支出費目)

会議費及び活動費の支出費目及びその内容は、以下に示す支出細目のとおりとする。

会議費及び活動費の支出細目

科目	内容	必要書類	備考
会議費	会議における、会場使用料、茶代、弁当代等	請求書、領収証、議題・演題・出席者等のわかる書類	会議費支出書に出席者名を明記
活動費	活動における、会場使用料、茶代、弁当代等	請求書、領収証、議題・演題・出席者等のわかる書類	会議費支出書に出席者名を明記
	郵便、証紙、宅急便等	請求書、領収証	
	報告書印刷、アンケート印刷、会議資料印刷等	請求書、領収証	
	文献取寄経費、書籍購入等	請求書、領収証	文献・書籍はNPO・LSAの備品とする
	講演講師謝礼、講師旅費等	謝金計算書、受領書、会議開催通知、またはこれに類するもの	源泉徴収税対象
	集計、資料整理、実験補助等日々雇用する者に対する賃金	出勤簿、目的、内容、期間等が記載された、労務等の提供があったことを証する書類	雇用契約書等
	機器類の借上料、使用料等	請求書、領収証	
	文具、封筒、薬品等の消耗品等	請求書、領収証	
手数料、翻訳等の雑役務、見学先への手土産等	請求書、領収証		

第7条 (領収証の添付)

支出書には、領収証を添付すること。

第8条 (規則の改廃)

この規則の改廃は運営委員会が起案し、理事会の議決による。

改定履歴

平成15年4月10日改正

平成16年2月25日改正

平成21年10月29日改定

2021年9月16日改定

2023年9月7日改定